

平成 26 年度第 8 回福生市子ども・子育て審議会 会議録要旨

日時・場所	平成 26 年 11 月 10 日（月）午後 3 時～午後 5 時 福生市役所 1 棟 4 階庁議室
出席者	<委員>福生市子ども子育て審議会 委員 11 名（3 名欠席） <事務局>子ども家庭部長、子ども育成課長、子ども育成課長補佐
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議 題 （1）平成 26 年度第 6 回子ども・子育て審議会会議録について （2）福生市子ども・子育て支援事業計画の修正について （教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期の変更について） （3）利用者負担額（保育料）の答申について （4）その他 4 閉 会
議事録（概要）	
事務局	1 開会（15：00）
会長	2 会長挨拶 審議会の関係は、次から次へといろいろなことを詰めていかなければいけないこと、合意をいただかなければならないことがまだございます。皆様方のお力をいただきながら良い計画にしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
事務局	3 議題 （1）平成 26 年度第 6 回子ども・子育て審議会会議録について 事務局より資料に基づき説明。
会長	何か質問はありますか。なければ次に行きます。
事務局	（2）福生市子ども・子育て支援事業計画の修正について （教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期の変更について）

	事務局より資料に基づき説明。
会長	ありがとうございました。ご質問ご意見ございましたらお願いします。保育施設では、平成 27 年度は 1・2 歳児が 6 人不足で、平成 28 年度がさらに増えている形になっていますが、この時に待機児が出ることになるのですか。
事務局	平成 28 年度は待機児 26 人を見込んでいます。
会長	幼稚園は新制度の確認を受けないことになりましたので、この資料に差し替えるということです。合意をいただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。では次の議題に移ります。
事務局	(3) 利用者負担額（保育料）の答申について
	事務局より資料に基づき説明。
会長	ありがとうございました。丁寧に説明していただきました。ご質問またはご意見ございますか。この内容についてはこの間市長に答申を出しましたが、その時に入っていなかった内容です。それを加えていくことが必要です。今国会でも、新制度に関しては 10 パーセントの消費税になった時のことを見込んで 7 千億円を子育て支援施策に投入するということでしたから、ならなかった場合はこの市が負担するのですか。
事務局	現行単価表が 8 パーセントの消費税を前提した公定価格の単価表と 10 パーセント前提の単価表の、二つが示されています。国が 2 分の 1、東京都は 4 分の 1、市 4 分の 1 の負担率は変わらないのですが、公定価格の単価が上がれば市の負担は増えていきます。
会長	短時間利用が 8 時間で、保育標準時間が 11 時間利用となっていますが、その保育料の差は 1.7 パーセントしか変わらないということです。あまり変わらないということですか。
事務局	11 時間保育認定の方と、8 時間保育認定の方と、1.7 パーセントの差ですから、市の現行で一番高い 47,000 円ですとその差額は、799 円になります。約 800 円の差で 8 時間と 11 時間に分けられてしまいます。なお、現行の保育園に通っている子どもたちはこの規定に関わらず 11 時間保育にしてもよいとの経過措置があります。
会長	既に保育所登録されている子どもはそのままということです。これから保育所や認定こども園を利用する方たちにおいてはその差になるということです。ちなみに学童保育については保育料の基準は何も示されていませんか。学童クラブは対象が 6 年生になっています。40 人規模にする、一人に何㎡にするなど、かなり

	<p>規制が示されています。保育所の保育料は国の基準が示されてきて、その基準に従って今までの市の運用などを考え、市の考え方を示していることは理解できます。学童は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>国から示されている案はありません。学童につきましては、26市の市長会で妥当な所を決めています。平成8年か9年です。5,000円前後が妥当で、市の財政状況によって決めるというやり取りがあったようです。</p>
会長	<p>そうすると各それぞれの運営母体に任せられるのですか。</p>
事務局	<p>多摩地区ですと主に4,000円～5,000円徴収しています。都心部に近い三鷹や府中は応能負担で、最高8,000円位だったと思います。</p>
会長	<p>それではこの答申の中身です。利用者負担の考え方について、よろしいでしょうか。答申は事務局におまかせしてよろしいですか。大丈夫だそうですので、事務局の方にお任せしますので市長に事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今後、事務局はこれに基づいて料金表を設定します。設定するにあたっては議会にも説明しなければいけません。市議会でのこの答申を出させていただきます。</p>
委員	<p>何点か伺いたいのですが、保育料の構成は、4階層A B C Dではありますが、その階層部分というのは変わらないのかどうか。また所得税から市民税に基づく算定になるという言うことで、8月までは前年度の市民税額と聞いていたのですが、9月から同年度の住民税というように変わった場合、例えば大きな変更が出てきた場合は9月以降で還付と言うことがあり得るのかどうか。どのように対応されるのかと感じました。それと一点3ページの(5)の所、3行目の所の2・3号と言っていたのですが、前のページは2号3号と書いてあるので、その方が読みやすいのではないかと思います。以上です。</p>
事務局	<p>今の質問なのですが、恐れ入りますが資料の一番裏を見てください。こちらに階層区分表があります。A、B、C1、C2、C3、D1とありますが、この階層区分の数はそのままで、もう一点、9月以降の還付ですが、還付はございません。それと答申をいただいた中で新制度への移行に際し、できる限り現行の負担水準を基本とすることが望ましいとありますので、現行の所得税額をそのまま市民税額に当てはめます。</p>
会長	<p>最高額の47,000円は変えないですか。</p>
事務局	<p>現行のままです。</p>
委員	<p>住民税の金額が変わるが、保育料は大きく変わらないということですね。それと先ほどお話がありましたけれど、子育て世代に負担をかけないという考え方で多分44パーセントというというのは平成25年度決算の数値と思うのですが、そ</p>

	<p>れが今後も考え方として動いて行くのかどうかなのですが、あと今後のこれから変えるわけですけど、さらにその後変える時期は考えられているのかどうか、お願いします。</p>
事務局	<p>改定の話ですが、今までの改定ですと所得税から所得税ですから比較できますが、今回は所得税と市民税の比較になりますので難しいです。平成 28 年度以降、社会情勢が大きく変化した場合には審議会に考えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>その他ご質問ございますか。今のような制度の、これから申し込み等や認定の申請などをして貰わなくてはいけないことが出てきます。預ける側の人たちにどの程度説明なさるのですか。</p>
事務局	<p>新規の入園の方については、来週から申請書を含めたしおりを配布します。新たな仕組みについて、認定などのご案内も差し上げるものがございます。あと広報の 8 月 15 日号に新たに認定が始まりますということは周知させていただいています。また審議会でもお配りしたパンフレットについては、現在在園している方に全員に、管外の保育所、幼稚園も含め在園している方についてはお配りして新制度の周知徹底を図っている所でございます。</p>
会長	<p>実際の認定を受けるようになる新規の申し込みや、今までの方たちの継続入園が決まるのはいつごろになるのですか。</p>
事務局	<p>新規の方については認定証がお手元に届くのが、希望する保育園や施設が入れるかどうかの結果の通知と同じ 2 月頃を予定しています。</p>
会長	<p>学童は認定は入らないのですか。</p>
事務局	<p>はい、学童についてはありません。</p>
会長	<p>先ほどの話ですが、新規の保護者の方々はいくつまで希望を書けるのですか。</p>
事務局	<p>今検討しているのですが、第 6 希望まで書く欄を設けるということを考えています。</p>
会長	<p>第 6 希望までですか、見込みはそれで大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>これまで第 6 希望までの中で決まっているというデータがありましたので第 6 希望まで書いていただければ判断ができるのではないかと考えています。</p>
会長	<p>保護者の立場で聞いているような感じですが、お兄ちゃんかお姉ちゃんかがこの保育園に入っています。それで下のお子さんが同じ保育園に入れた方が保護者には良いということはありませんよね、送迎の関係で。それらも考慮に入れて行くのですか。</p>

事務局	はい。保護者の保育の必要度を点数にして点数の高い方から保育園の入園を決めて行くのですが、兄弟同園を望む方については少し点数を高くしています。
会長	小規模保育が新たに生まれるのですか。
事務局	認証保育所と幼稚園型認定こども園の保育施設が、小規模保育に移行する予定でございます。
会長	それも保護者の方たちへの説明も終わっているということですか。
事務局	認証保育所につきましては、来週保護者に説明会をします。認定こども園については、事業者と調整している所で、調整後、説明会を行います。
委員	7ページの大きな4の(1)ですが公定価格について、(1)の所が「幼稚園、認定こども園、保育園の教育・保育に要する費用の基準額を定め、「施設型給付」として施設に支払います。また、私立保育園は、保育に要する費用は施設型給付でなく、現行制度と同様に委託費として支払います。」とありますが、この意味がよく分かりません。説明していただけますか。
事務局	児童福祉法の24条に保育は、市が行うという実施責任が規定されており、市の業務として保育園に保育を委託するという意味です。
委員	例えば、幼稚園が認定こども園になったとして2号認定のお子さんを預かりますと。保育園も同じように2号認定のお子さんを預かりますと。認定こども園の場合は公定価格で補助金が施設型給付としてくるとのことですが、私立保育園の場合は同じ2号認定を預かる施設だけでも補助金の出方、あるいは金額は違うのですか。
事務局	仕組み自体は施設型給付と同じなので、認定こども園、幼稚園、保育園は共通の給付となります。また、単価は認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育で少し違ってきます。法律上では、保育は市が実施するものということで、保育園に入る児童は市が利用調整会議を開催して決め、給付は委託費として支払われます。認定こども園、新制度に移行した幼稚園の場合は市が利用調整までを行い、入所者を最終的に決めるのは事業者となっています。そのため、市の委託ではないので給付は委託費という位置付けになっていません。
会長	その他ございますか。無いようですか。今後の予定はどうなりますか。
事務局	子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在庁内検討委員会でまとめています。今月の21日に庁議に諮り、その後12月8日に審議会を開催いたしまして、その案を示す予定です。変更点は、子どもの放課後の居場所づくりが施策の方向5であります。こちらに次世代育成支援対策推進法がここで改正をされ、子

	<p>ども放課後総合プランができました。これは、子ども放課後学校教室と学童クラブの連携をして行きなさいと言うことです。75 ページにその文言を少し付け加えさせていただく予定です。事業の中にふっさ子の広場は学童クラブと連携をすることなどの文言を追加する予定です。</p>
会長	<p>71 ページの所で従来の3障害と言うのは精神障害と知的障害と身体障害と言うように三つ大きくわけています。でも目の見えない人というのは身体なのですか。</p>
事務局	<p>視覚障害です。</p>
会長	<p>盲も聾も身体ですか。そうしますと一般の方にわかりにくいような気がして、そうすると発達障害これは全部ですか。学習障害も入りますか。</p>
会長	<p>75 ページの所では子ども放課後総合プランというものが新しく設定されたということで加えますという話がありました。21 日に庁内検討委員会が出されたその結果はどのようになるのですか。</p>
事務局	<p>検討委員会の結果を委員の皆様にご精査させていただきます。</p>
会長	<p>新たに総合プランを加えますということで合意をいただきました。ありがとうございます。その他にございますか。これから先の予定は、12月8日に審議会があります。その後の審議会はどのくらい回数がありそうですか。</p>
事務局	<p>1月の中旬から下旬に掛けてまして市民にパブリックコメントを行います。その質問が出てくると思います。ですから2月の中旬に1回開きたいと思います。</p>
会長	<p>パブリックコメントですが市民意見はどのくらいお寄せいただいているものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>多くても10件位です。</p>
会長	<p>広報の所のメールでどうぞと言うものですか。直接でも。</p>
事務局	<p>ホームページから回答をできるような形になっているのと、各公共施設、図書館、体育館、地域会館などに、計画の冊子と概要を配置し、パブリックコメント用の用紙を各施設に設置します。意見については、市役所に持って来ていただくことになっております。</p>
会長	<p>そのパブリックコメントで質問されたことについての答えはもちろんですが、こういう質問が出ましたと言うことは回答の前に出るのですか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントをいただいて、その意見を内部でまとめ検討した上で、そ</p>

会長	の結果を回答した内容を広報やホームページに必ず載せます。
事務局	ありがとうございました。その他ご意見ご質問ございませんか。
事務局	<p>(4) その他</p> <p>次回につきましては、12月8日の月曜日午後2時からお願いいたします。場所につきましては市役所の第一棟4階庁議室でお願いいたします。</p>
会長	<p>4 閉会</p> <p>以上を持ちまして平成 26 年度第 8 回子ども・子育て審議会を閉会します。ありがとうございました。</p>